

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町 1 5 4 7 O T A スクエアビル 7 F

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 10 月 24 日まで（2 カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

関東建設工業（株）営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和 7 年 6 月 1 9 日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記 4 は、「参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 15 年 4 月 4 日議長決定）別表第 2 第 7 号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

別表第 2 指定区域内において生じた贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内※の他の公共機関の職員	2 カ月以上 12 カ月以内
ロ 指定区域※外の他の公共機関の職員	1 カ月以上 12 カ月以内
※指定区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県をいう。	